

議案第10号

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例の一部を改正する条例

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例（平成27年北上市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（主食費） 第7条 市長は、市立幼稚園（<u>黒沢尻幼稚園を除く。次条において同じ。</u>）において主食の提供を受ける法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から1食当たり20円の主食費（主食の提供に要する費用をいう。）を徴収する。</p>	<p>（主食費） 第7条 市長は、市立幼稚園において主食の提供を受ける法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から1食当たり20円の主食費（主食の提供に要する費用をいう。）を徴収する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年8月26日から施行する。

令和3年6月10日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

北上市立黒沢尻幼稚園において給食の提供を開始することに伴い、給食の提供に要する費用を徴収しようとするものである。